

# 旅行会社向け 法人営業の基礎



## ゼロから始める法人営業

# 『国内・海外団体旅行基礎講座』

国内・海外の団体旅行・業務渡航における基礎知識など  
明日からすぐに使える実践的プログラム。

基礎から企画・提案のポイントまでを体系的に学びます。  
法人旅行のセールス担当者として、新たなビジネスチャンス  
を掴むための第一歩となる講座です。

【お申込はこちら】



### 1日目

#### 営業活動サイクルとその実践 国内団体旅行の基礎

- ・旅行業界における法人営業
- ・顧客との関係性構築
- ・国内団体旅行の基礎知識

2026年8月18日（火）09:30～17:30

### 対象

新入社員・中途入社の方  
業務経験1, 2年目程度の方

### 定員

30名 ※最少催行人数：10名

### 受講料

2日間お一人様60,000円（税別）

※1日単位では設定がございません  
ご了承下さい。

### 2日目

#### 国内団体旅行の提案 海外団体旅行・業務渡航の基礎

- ・手配の基本と見積書作成
- ・提案とプレゼンテーション
- ・海外旅行、業務渡航の基礎知識

2026年8月19日（水）09:30～17:30

### 開催場所

JTBツーリズムビジネスカレッジ  
東京都豊島区巣鴨3-2-12

<アクセス>

都営三田線「巣鴨駅」徒歩3分  
JR山手線「巣鴨駅」徒歩5分



学校法人国際文化アカデミー

JTBツーリズムビジネスカレッジ NEXT

TEL : 03-5944-5255

Email : jtc-next@jtb-college.ac.jp



## ポイント

法人営業の基礎から国内・海外団体旅行の基礎知識等、営業に必要な全てを網羅。

- ✓ ノウハウ凝縮！  
現場で生きる実践力
- ✓ お客様の心を掴む  
「ヒアリング力」と「提案力」

## 身につく知識・スキル

旅行業界の法人営業における、必須の基礎知識及び実践的なスキルを体系的に学ぶことができます。

- ✓ 団体旅行の基礎知識
- ✓ 国内団体旅行の提案、手配の流れ
- ✓ 海外団体旅行の提案、手配流れ
- ✓ ニーズを引き出すヒアリング

JTBの第一線で営業として活躍している社員もゲストスピーカーとして参加します！

## 授業テーマ

### 【法人営業の基礎】

- ・法人営業の基本的な流れ
- ・顧客との関係性構築とコミュニケーション

### 【国内団体旅行の基礎】

- ・国内団体旅行の全体像、市場
- ・ヒアリング、ニーズ把握
- ・企画検討、行程表作成
- ・手配の基本と見積書作成
- ・提案とプレゼンテーション

### 【海外団体旅行の基礎】

- ・海外団体旅行の基礎知識
- ・企画の基本的な流れ、注意点
- ・提案とプレゼンテーション

### 【業務渡航手配の基礎】

- ・航空券、ホテル等の手配
- ・業務渡航における顧客ニーズ



## ファシリテーター

JTBツーリズムビジネスカレッジ 寺澤 浩一

旅行会社の法人営業として長年従事し、全国の中でトップ営業として表彰を受ける。豊富なマネジメント経験に裏打ちされた「売れる仕組み」と「顧客対応の極意」、現場のリアルを知り尽くした実践的な授業運営を行います。

※都合によりファシリテーターが変更となる場合もございます、予めご了承下さいませ。

### 《人事・総務担当者様へのメッセージ》

この講座は、貴社の新入社員・1年目の皆さまが、旅行販売のプロとしてお客様から選ばれ、信頼される人材へと成長するための最適なカリキュラムです。座学と実践を組み合わせたプログラムで、単なる知識習得に留まらず、「お客様の期待を超える感動」を提供できるセールスパークソンを育成します。社員の皆さまのスキルアップは、貴社の顧客満足度向上と業績向上に直結します。ぜひこの機会に、未来の旅行業界を担う若手社員への投資をご検討ください。

# 受講規約

※お申込の前に必ずお読みください。

受講者は、受講をお申込いただいた時点で、本受講規約の記載内容に同意したものとみなします。

## 第1条(目的)

本規約は、学校法人国際文化アカデミー JTB ツーリズムビジネスカレッジNEXT(以下「当校」といいます。)が主催する未来観光塾(以下「本講座」といいます。)の受講にあたり、受講者と当校の権利義務関係を定めることを目的とします。

## 第2条(受講資格)

本講座の受講資格は、申込手続きが完了し受講料の納入が確認できた方とします。

## 第3条(受講料)

本講座の受講料は、講座により異なります。詳細は、別紙コース別ご案内をご確認下さい。なお、受講料は前納制とし、コース毎に定められた期日までにお支払いいただきます。

## 第4条(講座内容の変更)

当校は、やむを得ない事情により、本講座の内容、開催日時、場所等を変更することがあります。講座内容に変更がある場合は、受講開始日の8営業日前までに、メールまたは電話にて受講者に通知します。

## 第5条(講座の休講・中断・中止)

当校は、受講者が最少催行人員に達しない場合、天候不良、ストライキ、感染症の流行や担当講師の都合、その他やむを得ない事情により講座を休講・中止・中断とすることがあります。その場合は、休講情報をホームページに掲載し、併せてメールや携帯電話またはSMS(ショートメッセージサービス)にて受講者にご案内します。

また、上記事由により講座が休講・中止となった場合に限り、当該受講料を返金いたします。なお、講座の休講・中止・中断の際に受講者に生じた交通費等の損害は補償いたしかねます。

## 第6条(代講・カリキュラムの一部変更)

当校は、代理講師により講座を実施すること、もしくは講座内容の一部変更することがあります。ただし、この場合、受講料の返金はいたしません。

## 第7条(キャンセルポリシー)

受講者の都合により講座を解約する場合、お申し出の時期によって、当校は以下のキャンセル料を申し受けます。

キャンセル申し出の時期	キャンセル料
受講開始日の前日から起算して8営業日前まで	無料
受講開始日の前日から起算して7営業日前から3営業日前まで	受講料の20%
受講開始日の前日から起算して2営業日前まで	受講料の30%
受講開始日の前日まで	受講料の50%
受講開始日以降	受講料の100%

なお、上記ポリシーによらず、別途、解約・返金ポリシーを、定めている講座があります。また、既に申込が完了している教材の費用については、返金できないことがあります。

## 第8条(返金の方法)

受講者により講座解約のお申し出後、当校は、所定のキャンセル料を差し引いた受講料を受講者ご指定の口座に返金します。なお、返金口座の指定がないまま解約日から3ヶ月以上経過した場合は、返金はいたしません。また、受講者都合で解約された場合の返金にかかる振込手数料は、受講者負担となります。

## 第9条(受講者の義務)

受講者は、本講座の受講にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

- ・本講座の目的、内容を理解し、責任を持って受講すること。
- ・講座中は講師の指示に従うこと。
- ・講座の秩序を乱す行為、他の受講者や講師への迷惑行為をしないこと。
- ・講座で得た情報を、主催者の許可なく第三者に開示、二次利用しないこと。
- ・講座資料を許可なく複製、転載、録画や録音をしないこと。
- ・受講者は、講座会場内における自己の貴重品・持参品の管理について一切の責任を負うものとし、盗難、紛失等が発生した場合であっても、主催者に対して補償その他の請求を行わないものとします。

## 第10条(秘密保持)

受講者は、講座中に開示された情報(固有の営業上、その他事業の情報、講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない)並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示しないものとします。

## 第11条(免責事項)

当校は、本講座の受講に起因または関連して受講者に生じた損害について、当校の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負いません。

## 第12条(損害賠償)

受講者が、本講座の受講に起因または関連して当校に対して損害を与えた場合、もしくは他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、当該受講者は、当校または相手方に対して一切の損害を賠償するものとします。

## 第13条(規約の変更)

当校は、本規約および本規約に付随する諸規約の全部または一部を、必要に応じて変更することができます。変更後の規約は、効力発生日を定め、当校のホームページに事前に掲載する方法により周知し、当該効力発生日以降の受講に適用されるものとします。

## 第14条(個人情報の取扱い)

当校は、受講者の個人情報を、本講座の運営に必要な範囲内で取り扱い、適切に管理します。また、申込情報及び受講者が本講座を受講する過程において知り得た情報は、講座の実施・運営(受講者名簿の作成、アンケートの集計及び分析)並びに当校からの営業情報提供の目的の範囲内に限った利用を行い、その他の目的には利用しません。但し、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・本人の同意を得ている場合
- ・法令等の定めに基づく場合
- ・緊急かつやむを得ないと認められる場合

個人情報の取り扱いの詳細については、当校プライバシーポリシー<https://www.jtb-college.ac.jp/privacypolicy/>をご参照ください。

また、当校は上記業務の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合があります。その場合、当校は委託先に対し契約等により必要かつ適切な管理を義務付けます。

## 第15条(反社会的勢力の排除)

当校及び受講者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- ・自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- ・自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ・前項に反した場合は、当校及び受講者は相手方に対して催告すること無く本契約を解除することができます。

## 第16条(準拠法、管轄合意)

本規約の準拠法は日本法とします。本講座に関する受講者と当校との間の一切の紛争は、訴額により東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

学校法人国際文化アカデミー  
2025年9月17日